

# 一般社団法人日本エレベーター協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本エレベーター協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 英語表記は、JAPAN ELEVATOR ASSOCIATION（略称 JEA）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所(以下「本部」と称する。)を東京都千代田区に置き、理事会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、エレベーター、エスカレーター、その他これに類する機器等（以下「エレベーター等」という。）に関する事業の健全なる進歩発展、エレベーター等の安全の確保並びに会員相互の連携を図るとともに、関係法令の趣旨の普及活動等に関する事業を行い、公益的使命の達成を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) エレベーター等の技術の進歩、改善等に関する調査研究
- (2) エレベーター等の技術、安全の確保等に関する講演会、講習会及び研究会等の開催
- (3) エレベーター等の関係法令の施行等に対する協力、普及及び宣伝
- (4) エレベーター等の技術、維持管理及び改修の指導、普及及び宣伝
- (5) 関係団体との連携及び協調
- (6) 前各号に関する印刷物等の刊行、頒布及び情報提供
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員は、エレベーター等の製造、据付、保守及び改修等を業とし、本協会の目的に賛同する法人とする。
- (2) 賛助会員は、エレベーター等の使用者及びエレベーター等に関連ある事業を営み、本協会の目的に賛同する法人とする。
- (3) 名誉会員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。名誉会員は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 この定款では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員を「正会員」とする。

3 第1項の第1号、第2号及び第3号に掲げる法人は、会員の代表者（本協会に代表者として登録する者をいう。）1名を定めて会長に届出なければならない。また、代表者を変更したときも同様とする。

(入会)

第6条 本協会の会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項により理事会の承認を得たときには、正会員は総会において別に定める入会金を納めなければならない。

(会費)

第7条 正会員、賛助会員及び情報会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(納入金の取扱)

第8条 既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に届け出て任意に退会することができる。

2 退会しようとする会員は、所定の義務を履行しなければならない。ただし、退会しても未履行の義務は、これを免れることはできない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の場合には、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会

において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(法定退会)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 会員である法人において、次のいずれかの事由が生じたとき。
  - イ 事業譲渡、会社分割又は事業内容の変更等により、第5条第1項第1号の要件を充足しなくなったとき。
  - ロ 合併、減増資又は株式譲渡等により株式の過半数を所有する株主の変更等株主構成に重大な変更が生じたとき。
  - ハ 解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 この定款では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員総会を「総会」とする。

(種別)

第13条 本協会の総会は、次に掲げる区分に応じ、通常総会と臨時総会の2種とする。

- (1) 通常総会 法人法に規定された定時社員総会
- (2) 臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年度1回、事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員により、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面又は電磁的方法によって、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の代表者の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1社につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

2 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

3 前2項の場合においては、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第23条 本協会に、次の役員（理事及び監事をいう。）を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
  - 3 会長、副会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。
  - 4 専務理事を常勤の理事とし、常務理事を法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員の代表者の中から選任するものとする。ただし、理事においては2名を限度として、監事においては1名を限度として会員以外の者を選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第25条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、理事会の定めるところに従って、本協会の業務を総括、執行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の定めるところに従って、本協会の業務を分担執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき本協会の職務を執行する。
- 6 監事は、理事会に出席し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査する。
- (2) 理事の職務執行状況を監査する。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求できる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、法令又は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が総会の承認を得て就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 役員は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、総会の決議を経て、報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

## 第6章 理事会等

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) 年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、会長が招集、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。3回以上開催する場合においてはいずれか2回が4か月を超える間隔であることを意味するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第25条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。ただし、会長、副会長ともに欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法によって、5日前までに、役員全員に対して通知しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本協会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第39条 本協会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は総会の決議による。

(資産の保管)

第40条 資産のうち現金は、確実な銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公債の購入等安全確実な方法で保管するものとする。

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、本部に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2ヵ月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を本部に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第44条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の決議をもって、これを決する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議がなければ変更することができない。

(解散)

第47条 本協会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会の設置)

第49条 本協会は、事業の円滑な推進のため、理事会の下に委員会を設けることができる。なお、本部以外の地域における活動を行う委員会は、当該地域の支部と称することとする。

2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会及び委員に関する事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第50条 本協会は、本協会の事務を処理するため、本部に事務局(以下「本部事務局」と称する。)を設置する。

2 本部事務局には、必要な部門と職員を置くものとする。

3 本部事務局、部門及び職員に関する事項は、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第51条 本部には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。ただし、第6号及び第7号は、開催日から5年間備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な書類及び帳簿

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(実施細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

1 変更(は)は、2023年度の定例理事会での承認後、第74回通常総会での承認を得た2023年5月26日から適用する。